

-----  
**海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示**  
-----

**高知海区漁業調整委員会指示第99号**

高知海区内における第三種共同漁業（ぶり飼付漁業）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和5年9月1日に次のとおり指示した。

令和5年9月1日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 指示の内容

次の表の左欄に掲げる免許漁業に係る同表の右欄に掲げる保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内においては、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。

免許漁業			保護区域
漁業権免許番号	漁場の位置	漁業の種類	
共第3,113号	土佐清水市足摺岬白山沖	ぶり飼付漁業	次の点アを中心とする半径800メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、当該免許漁業の漁場の区域を除く。 点ア 基点甲から磁針方位83度0分の線と基点乙から磁針方位130度0分の線との交点 基点甲 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台 基点乙 土佐清水市足摺岬白瀨

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和15年8月31日までとする。